

林業成長産業化総合対策実施要綱

〔農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知〕
〔平成30年3月30日付け29林政政第892号〕

第1 趣旨

戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、これらの森林資源を循環利用し、林業の成長産業化を図ることが重要な課題となっている。

一方、我が国の森林経営は小規模・零細であり、経営の基盤となる路網整備は十分でなく、木材の生産から加工流通までの多段階にわたって高コストな構造となっている。

このため、意欲と能力のある林業経営体に森林の経営・管理を集積・集約するとともに、川上から川下までの連携による生産・加工・流通コストの一体的な削減を図るべく必要な支援を行う。

第2 対策の内容及び事業実施主体等

1 本対策は、次に掲げる対策により構成されるものとする。

(1) 林業・木材産業成長産業化促進対策

- ① 持続的林業確立対策
- ② 木材産業等競争力強化対策
- ③ 林業成長産業化地域創出モデル事業

(2) 川上・川下連携による成長産業化支援対策

- ① ICT、人づくりによる成長産業化支援対策
 - ア スマート林業構築推進事業
 - イ 木材生産高度技術者育成対策
 - ウ 現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策
- ② 木材需要の創出・木材産業活性化対策
 - ア 木材産業・木造建築活性化対策
 - (ア) 非住宅分野を中心とした無垢構造材等利用拡大事業
 - (イ) CLT等新たな木質建築部材利用促進・定着事業
 - (ウ) 顔の見える木材での快適空間づくり事業
 - (エ) 新たな生産・加工・流通体制づくり推進対策事業
 - イ 木材需要の創出・輸出力強化対策
 - (ア) 民間部門主導の木造公共建築物等整備推進事業
 - (イ) 高付加価値木材製品輸出促進事業
 - (ウ) 「地域内エコシステム」構築事業
 - (エ) 「クリーンウッド」普及促進事業

(3) 林業・木材産業金融対策

- ① 林業施設整備等利子助成事業
- ② 林業信用保証事業
 - ア 木材需要拡大・安定供給支援林業信用保証事業
 - イ 木材産業等高度化推進資金事業

(4) 森林整備事業

2 1に掲げる対策の実施につき必要な事項は次に定めるとおりとする。

- (1) 林業・木材産業成長産業化促進対策：別記1
- (2) 川上・川下連携による成長産業化支援対策：別記2

- (3) 林業・木材産業金融対策（林業施設整備等利子助成事業）：別記3－1
- (4) 林業・木材産業金融対策（林業信用保証事業）：別記3－2
- (5) 森林整備事業：森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整備第885号林野庁長官通知）のとおり。（ただし、同要領の第1の1に定める森林環境保全直接支援事業の森林作業道整備、第1の3に定める森林資源循環利用林道整備事業及び第1の4に定める林業専用道整備事業に限る。）

第3 その他

本対策の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、林野庁長官が別に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行前に、次に掲げる通知に基づき実施された事業にあつては、この通知の施行後も、なお従前の例による。
 - 一 林業振興事業実施要綱（平成17年3月23日付け16林政経第161号農林水産事務次官依命通知）
 - 二 林産物供給等振興対策事業実施要綱（平成23年4月1日付け22林政産第118号農林水産事務次官依命通知）
 - 三 次世代林業基盤づくり交付金実施要綱（平成25年5月16日付け25林政経第105号農林水産事務次官依命通知）

(別記1)

林業・木材産業成長産業化促進対策

第1 事業の内容

本対策は、次に掲げる事業により構成されるものとし、事業内容等は別表1のとおりとする。

また、林野庁長官が別に定めるところにより、地域提案事業（別表1の目標に掲げた事業と一体となって当該目標の達成に真に必要な事業）及び災害等緊急に対応するための事業を実施することができるものとする。

1 持続的林業確立対策

間伐材生産、資源を高度利用するための施業、路網整備、高性能林業機械の導入等への支援

2 木材産業等競争力強化対策

1と連携した木材加工流通施設、木質バイオマス利用促進施設等の整備への支援

3 林業成長産業化地域創出モデル事業

地域の森林資源を循環利用することで、地元利益が還元され、その活性化に結び付くモデル的な取組に対する支援

第2 事業構想、地域構想及び事業計画の作成等

1 事業構想、地域構想及び事業計画の作成

都道府県知事は、第1の1及び2の事業の達成状況を明らかにするため、目標を定量化する指標（以下「指標」という。）を定めた上で、林野庁長官が別に定めるところにより、成長産業化事業構想（以下「事業構想」という。）及び事業計画を作成し、林野庁長官（沖縄県知事にあつては、内閣府沖縄総合事務局長。以下「林野庁長官等」という。）に、その承認を申請するものとする。

また、第1の3の事業については、都道府県知事及び市町村長（以下「都道府県知事等」という。）は、林野庁長官が別に定めるところにより、林業成長産業化地域構想（以下「地域構想」という。）を作成の上、林野庁長官に提出するものとし、林野庁長官により林業成長産業化地域として選定を受けた場合には、都道府県知事は、事業の達成状況を明らかにするため、指標を定めた上で、事業計画を作成し、林野庁長官等に、その承認を申請するものとする。

都道府県知事は、事業構想及び事業計画の作成に当たっては、関係する市町村長の意見を聴くこととする。

2 事業構想、地域構想及び事業計画の承認

林野庁長官等は、1により申請された事業構想、地域構想及び事業計画（以下「事業構想等」という。）について、指標が適切に設定されているか、指標の達成に資する事業内容となっているか等を審査し、適切であると認める場合には、これを承認するものとする。

また、地域提案事業については、その内容等が事業構想等で定めた目標の達成に真に必要な事業であるか審査し、適切であると認める場合には、これを承認するものとする。

3 事業構想等の承認の通知

林野庁長官等は、事業構想等を承認したときは、その旨を都道府県知事等に通知するものとする。

また、内閣府沖縄総合事務局長は、承認した事業構想等の写しを速やかに林野庁

長官に送付するものとする。

4 事業構想等の変更

- (1) 都道府県知事等は、必要に応じて事業構想等の変更を行うことができるものとし、変更後の事業構想等を林野庁長官等に報告するものとする。ただし、別途林野庁長官が定める重要な変更については、1から3までの規定を準用するものとする。
- (2) 地域提案事業に関する変更については、林野庁長官等に対し事前に報告をするものとする。
- (3) 林野庁長官等は、(1)及び(2)の報告等を受けた場合には、必要に応じ都道府県知事等に対し意見を述べるができるものとする。

第3 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、事業の実施に必要な経費の一部について、都道府県知事に対して林業・木材産業成長産業化促進対策交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

都道府県知事は、第1の事業ごとに交付された交付金を、林野庁長官等から承認を受けた事業計画に計上されている範囲内において、自らの裁量により、事業計画に定める異なるメニュー及び事業実施主体の間で配分することができる。

なお、交付金により助成する個々の事業は、単年度に完了することを原則とし、交付の対象となる経費の範囲は、林野庁長官が別に定めるところによる。

第4 達成状況の報告

都道府県知事等は、林野庁長官が別に定めるところにより、事業構想等に定める指標の達成状況を林野庁長官等に報告するものとする。

第5 事業評価

交付金により実施する事業に係る事前評価及び事後評価については、林野庁長官が別に定めるところにより、実施するものとする。

第6 改善措置等

- 1 都道府県知事等は、事業構想等における森林整備・林業等振興整備交付金の個々に設定した指標の達成状況が低調である場合は、その原因を調査・分析するとともに、林野庁長官が別に定めるところにより、必要な措置を講じ、その結果を林野庁長官等に報告するものとする。
- 2 林野庁長官等は、1の報告に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

第7 交付金の適正な執行の確保等

- 1 都道府県知事は、事業の円滑な実施及び交付金の適正な執行を図るため、事業実施主体に対して総括的な指導監督を行うとともに、関係行政機関及び関係団体等との密接な連携の下、必要な指導を行うものとする。
- 2 国は、都道府県知事に対し、事業の実施及び交付金の執行に関する資料の提出を求めることができるものとし、必要に応じて、助言及び指導、調査等を行うものとする。

別表 1

I 持続的林業確立対策

1 森林整備・林業等振興整備交付金

目標	メニュー	事業内容等	事業実施主体	交付率
安定供給体制の整備推進	間伐材生産	(1)「路網整備に係る生産基盤強化区域の設定について」(平成30年2月1日付け29林整第713号林野庁長官通知)に定める生産基盤強化区域(以下「生産基盤強化区域」という。)内で行う不用木の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、造材、集材、搬出・集積及び積込、その他付帯施設整備(林内作業場、土場等) (2)関連条件整備活動(対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等)	都道府県、市町村、森林整備法人等(森林整備法人(分収林特別措置法(昭和33年法律第57号)第10条第2号に定める森林整備法人をいう。)及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第2条第1号に規定する法人(造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているものに限る。)をいう。以下同じ。)及び効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として、林野庁長官が別に定める考え方に則って都道府県知事が選定した林業経営体(以下「選定経営体」という。))	定額(林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする) 附帯事務費(1/2以内)
	資源高度利用型施業	(1)生産基盤強化区域内で行う末木枝条の集材(主伐時に全木又は全幹による集材が行われるものに限る。)及びそれと連携して行う人工造林 (2)関連条件整備活動(対象森林の調査、森林所有者の同意取付け、鳥獣害防止施設等整備等)	都道府県、市町村、森林整備法人等及び選定経営体	定額(林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする) (附帯事務費1/2以内)
	路網整備	(1)生産基盤強化区域内で行う林業専用道(規格相当)、森林作業道の整備 (2)既設の林業専用道(規格相当)及び森林作業道の補強 (3)既設の林道施設の点検診断 (4)関連条件整備活動(対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等) (5)航空レーザ計測	都道府県、市町村、森林整備法人等及び選定経営体	定額(林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする) (附帯事務費1/2以内)
	高性能林業機械等の整備	(1)林業機械作業システム整備 (2)効率化施設整備	都道府県、市町村、森林整備法人等及び選定経営体	定額(1/3、4/10、1/2以内)

	(3)活動拠点施設整備 (4)附帯事業 ((1)から(3)の施設整備の実施に必要な調整活動、技術の習得活動等)		
コンテナ苗生産基盤施設等の整備	・低コスト造林に資するコンテナ苗を低価格で安定的に供給する苗木生産施設等の整備 コンテナ苗生産施設装置等・生産機械器具・生産資材	林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条に基づく生産事業の登録を受けた者及びその登録を受ける見込みの者、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第9条第1項に基づく認定を受けた認定特定増殖事業者及びその認定を受ける見込みの者、その他都道府県知事等が認める団体等	定額（1/2以内）

2 森林整備・林業等振興推進交付金

目標	メニュー	事業内容等	事業実施主体	交付率
森林整備の地域活動推進	森林整備地域活動支援対策 (1)森林経営計画作成促進 (2)森林境界の明確化 (3)森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備 (4)意向調査の準備推進	・森林経営計画作成促進のための森林情報の収集、合意形成、既存路網の改良や森林所有者の特定、森林境界の明確化	市町村、選定経営体等	定額
自立的林業経営活動の推進	自立的経営活動推進	・地域における自伐林業グループなどによる将来的な林業経営の集約化に資する森林管理及び資源利用等の活動 (1)活動推進 現地の林況調査、活動計画の実施のための話し合い等 (2)森林整備活動 除伐、間伐・搬出等 (3)研修活動 林業技術や安全対策の向上のための研修等 (4)森林機能強化 歩道や作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修等 (5)資機材・施設の整備	都道府県、市町村及び林業者等の組織する団体（森林所有者、地域住民、自伐林家等を含んだ地域の実情に応じた3名以上の者で組織する将来的に自立的な林業経営を目指す活動団体）	定額、1/2、1/3 以内

進		森林整備活動及び森林機能強化の実施に必要な機材、資材及び施設の購入・設置		
山地防災情報の周知	山村地域の防災・減災対策 (1) 山地防災情報伝達の総合的な推進	・ 山地災害危険地区等の山地防災情報共有体制の整備、山地防災情報の提供、大規模山地災害発生時における協力体制の整備	都道府県	定額 (1/2以内)
森林資源の保護	森林資源保全対策 (1) 森林資源保護の推進 (2) 森林環境保全の推進	・ 森林病虫害の被害防除、野生鳥獣の被害防除、森林環境保全対策 (森林保全管理対策、林野火災予防対策)	都道府県及び市町村等	定額 (1/2以内)
林業担い手等の育成確保	林業担い手等の育成確保 (1) 担い手確保・育成対策 (2) 林業経営基盤強化対策 (3) 林業労働災害撲滅プロジェクト	・ 選定経営体を育成・確保するため、林業事業体の雇用の改善・事業の合理化、林業労働災害防止のための研修等のほか、生産管理による生産方式の合理化や経営診断による経営管理の合理化等	都道府県、市町村、林業労働力確保支援センター、林業・木材製造業労働災害防止協会の都道府県支部及び地域協議会 (林野庁長官が別に定める要件を満たす協議会をいう。)	定額 (1/2以内)
林業経営体の育成	林業経営体育成対策 (林業機械リース支援)	・ 林業機械導入	都道府県、市町村、森林整備法人等及び選定経営体	定額 (リース物件価格の1/3、4/10、1/2 以内)

Ⅱ 木材産業等競争力強化対策

1 森林整備・林業等振興整備交付金

目標	メニュー	事業内容等	事業実施主体	交付率
木材利用及び木材産業体制等の整備推進	木材加工流通施設等の整備	(1) 木材加工流通施設等整備 ①木材加工流通施設整備 ②森林バイオマス等活用施設整備 (2) 附帯事業 ((1)の施設整備の実施に必要な調整活動、技術の習得活動等)	市町村、森林組合、木材関連業者等の組織する団体及び地域材を利用する法人等で事業構想に記載された事業実施主体	定額 (1/2)
	木質バイオマス利用促進施設の整備	(1) 未利用間伐材等活用機材整備 (2) 木質バイオマス供給施設整備 (3) 木質バイオマスエネルギー利用施設整備 (4) 附帯事業 ((1)から(3)の施設整備の実施に必要な調整活動、技術の習得活動等)	都道府県、市町村、森林組合、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、P F I 事業者及び民間事業者等	定額 (15/100、1/3、1/2)
	特用林産振興施設等の整備	(1) 特用林産物活用施設等整備 (2) 附帯事業 ((1)の施設整備の実施に必要な調整活動、技術の習得活動等)	都道府県、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、林業者等の組織する団体、地域材を利用する法人及び特認団体	定額 (1/2以内)
	木造公共建築物等の整備	(1) 木造公共施設整備 (2) 附帯事業 ((1)の施設整備の実施に必要な調整活動、技術の習得活動等)	都道府県、市町村、地方公共団体が出資する法人、特別区及び地方公共団体の組合その他「公共建築物等の木材の利用の促進に関する法律施行令」(平成22年政令第203号)第1条に規定する公共建築物の整備主体	定額 (1/2、15%、3.75%以内)

Ⅲ 林業成長産業化地域創出モデル事業

1 森林整備・林業等振興整備交付金

目標	メニュー	事業内容等	事業実施主体	交付率
該当するメニューの目標	Iの1のメニュー欄の「資源高度利用型施業」、「路網整備」、「高性能林業機械等の整備」、「コンテナ苗生産基盤施設等の整備」	・Iの1のメニュー欄の「資源高度利用型施業」、「路網整備」、「高性能林業機械等の整備」、「コンテナ苗生産基盤施設等の整備」における事業内容等	Iの1のメニュー欄の「資源高度利用型施業」、「路網整備」、「高性能林業機械等の整備」、「コンテナ苗生産基盤施設等の整備」における事業実施主体	Iの1のメニュー欄の「資源高度利用型施業」、「路網整備」、「高性能林業機械等の整備」、「コンテナ苗生産基盤施設等の整備」における交付率
	IIの1のメニュー欄の「木材加工流通施設等の整備」、「木質バイオマス利用促進施設の整備」、「特用林産振興施設等の整備」、「木造公共建築物等の整備」	・IIの1のメニュー欄の「木材加工流通施設等の整備」、「木質バイオマス利用促進施設の整備」、「特用林産振興施設等の整備」、「木造公共建築物等の整備」における事業内容等	IIの1のメニュー欄の「木材加工流通施設等の整備」、「木質バイオマス利用促進施設の整備」、「特用林産振興施設等の整備」、「木造公共建築物等の整備」における事業実施主体	IIの1のメニュー欄の「木材加工流通施設等の整備」、「木質バイオマス利用促進施設の整備」、「特用林産振興施設等の整備」、「木造公共建築物等の整備」における交付率

2 森林整備・林業等振興推進交付金

目標	メニュー	事業内容等	事業実施主体	交付率
林業の成長産業化の実現	先進的モデル提案事業	・林業の成長産業化の実現に向けて地域構想で定めた目標の達成に必要なソフト事業	都道府県、市町村及び流域森林・林業活性化センター、その他都道府県知事等が認めるもの	定額 各年度の助成額の上 限は、1林業成長産 業化地域当たり1,000 万円とする。

(別記2)

川上・川下連携による成長産業化支援対策

第1 事業の内容

本対策は、次に掲げる事業により構成されるものとし、事業内容等は別表2のとおりとする。

- 1 ICT、人づくりによる成長産業化支援対策
 - (1) スマート林業構築推進事業
 - (2) 木材生産高度技術者育成対策
 - (3) 現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策
- 2 木材需要の創出・木材産業活性化対策
 - (1) 木材産業・木造建築活性化対策
 - ア 非住宅分野を中心とした無垢構造材等利用拡大事業
 - イ CLT等新たな木質建築部材利用促進・定着事業
 - ウ 顔の見える木材での快適空間づくり事業
 - エ 新たな生産・加工・流通体制づくり推進対策事業
 - (2) 木材需要の創出・輸出力強化対策
 - ア 民間部門主導の木造公共建築物等整備推進事業
 - イ 高付加価値木材製品輸出促進事業
 - ウ 「地域内エコシステム」構築事業
 - エ 「クリーンウッド」普及促進事業

第2 事業計画等

- 1 事業計画の作成及び承認等
第1に定める事業の実施主体は、他の事業及び関係機関との十分な調整の上で事業計画を作成し、林野庁長官に提出し、その承認等を受けるものとする。
- 2 事業計画等の変更
事業計画等の重要な変更は、1に準じて行うものとする。
- 3 1及び2の手続の細則は、林野庁長官が別に定めるものとする。

第3 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本対策の実施及びその指導等に必要な経費の一部について助成するものとする。

第4 報告等

事業実施主体は、林野庁長官が別に定めるところにより、本対策の実施状況等を報告するものとする。

別表 2

1 ICT、人づくりによる成長産業化支援対策

事業の種類	事業内容	事業実施主体	補助率
1 スマート林業構築推進事業	1 スマート林業構築実践事業 (1) スマート林業実践対策 ICT等の先端技術を活用した森林施業の効率化・省力化や需要に応じた高度な木材生産等の実践的取組に対する支援を行う。 (2) 森林作業システム高度化対策 素材生産や木質バイオマスの収集・運搬を高効率化するICT等を活用した林業機械の開発・改良等を推進する取組に対する支援を行う。	地域協議会 民間団体等	定額 定額
2 木材生産高度技術者育成対策	1 路網作設高度技術者育成事業 木材生産現場におけるICT等先端技術を活用して路網作設することのできる高度技術者を育成するための取組に対する支援を行う。	都道府県	定額
3 現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策	1 現場技能者キャリアアップ対策 現場管理を行う者等を対象として、担当する現場の効率的な運営を行うため、必要な知識・技術・技能の習得を図るための集合研修を実施する。 2 能力評価システム導入支援 外部の専門家の指導・助言等を受けて行う、林業事業体による能力評価システムの導入を実施する。 3 林業労働安全推進対策 林業労働安全の専門家を活用し、林業事業体への安全診断・安全指導等を実施する。	民間団体等 民間団体等 民間団体等	定額 定額 定額

2 木材需要の創出・木材産業活性化対策

事業の種類	事業内容	事業実施主体	補助率
1 木材産業・木造建築活性化対策	<p>1 非住宅分野を中心とした無垢構造材等利用拡大事業</p> <p>(1) J A S 構造材活用事業者拡大事業及び J A S 構造材実証支援事業 J A S 構造材を積極的に活用する工務店等を登録・公表するとともに、非住宅分野を中心に、J A S 構造材を活用して、他建材から木材への切替を促すなど地域における先例となり得る建築を実証的に行う場合、J A S 構造材の調達費の一部を支援する。</p>	民間団体等	定額
	<p>(2) J A S 無垢材活用設計者育成事業 J A S 無垢材製品を用いた非住宅木造建築物の設計、施工等ができる技術者を育成するため、技術セミナーや実例見学会の取組を実施する。</p>	民間団体等	定額
	<p>2 C L T 等新たな木質建築部材利用促進・定着事業</p> <p>(1) C L T を活用した先駆的な建築物の建設等支援 C L T を用いた建築物の設計・施工ノウハウの横展開を可能とする地域の関係者で構成される協議会方式による設計・建築等を支援する。</p>	民間団体等	定額 1 / 2 3 / 10
	<p>(2) 企画から設計に至る段階への技術的支援 C L T 建築物の基本計画や設計実務に関する疑問や課題を解決するため、相談窓口を設け、専門家や実務経験者が技術的助言、必要に応じて現地へ専門家派遣を実施する。</p>	民間団体等	定額
	<p>(3) C L T 建築物等の設計者等育成 C L T 建築物等に携わることのできる技術者の層を強力に拡大するため、設計者、施工者等の育成に係る取組を実施する。</p>	民間団体等	定額
	<p>(4) 中大規模木造建築物等に係る資格制度の創設・運用 中大規模木造建築物等に携わる設計者・施工者等の能力を適切に評価できる基準を作成し、中大規模木造建築物等に係る資格制度を創設、運用する取組を実施する。</p>	民間団体	定額
	<p>(5) 中大規模木造建築物等に係る技術者のデータベース構築・運用 中大規模建築物等の木造化・木質化を促進するため、木質部材に関する企業や技術者、中大規模木造建築物等に係る設計・施工・施工管理に関する企業や技術者の情報を一元化した W e b データベースの構築・運用を実施する。</p>	民間団体	定額

	<p>(6)新たな製品・技術の開発 中高層建築物等での木材利用の拡大を図るため、CLT等の新たな製品・技術の開発を実施する。</p> <p>3 顔の見える木材での快適空間づくり事業</p> <p>(1) A材丸太を原材料とする構造材等の製品・技術開発 A材丸太を原材料とする付加価値の高い構造材、内装材、家具、建具等の製品・技術開発の取組を実施する。</p> <p>(2) A材丸太を原材料とする構造材等の普及啓発 A材丸太を原材料とする付加価値の高い構造材、内装材、家具、建具等の普及啓発の取組を支援する。</p> <p>4 新たな生産・加工・流通体制づくり推進対策事業</p> <p>(1) 木材加工設備導入等利子助成 製材工場等が行う木材加工設備導入や山林の取得等に対する利子助成を実施する。</p> <p>(2) 木材加工設備等リース導入支援 導入手段の多様化と入手コストの軽減等を図るため、林業事業者等における木材加工設備のリースによる導入経費に対する助成を実施する。</p> <p>(3) 森林認証材の需要拡大 森林認証材の需要拡大を図るため、消費者や需用者向けイベントの開催等、森林認証材の普及啓発等を実施する。</p>	<p>民間団体等</p> <p>民間団体等</p> <p>民間団体等</p> <p>民間団体等</p> <p>民間団体等</p> <p>民間団体等</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>
2 木材需要の創出・輸出力強化対策	<p>1 民間部門主導の木造公共建築物等整備推進事業</p> <p>(1) 各業界分野における民間部門主導の木造公共建築物等整備推進事業 医療・福祉施設等の用途に適した木造化・木質化の在り方や低コスト化の方策の検討、検討結果に基づく訴求ツールの作成・普及等の取組を実施する。</p> <p>(2) 地域における民間部門主導の木造公共建築物等整備推進事業 木造公共建築物等の整備を行おうとする地域協議会に対し、専門家の派遣による木造化・木質化のノウハウの提供や設計支援等を実施する。</p> <p>2 高付加価値木材製品輸出促進事業</p> <p>(1) 企業連携型木材製品輸出促進モデル事業 企業連携によるモデル的な木材輸出の取組を募集・選定し、選定した取組に係る経費の支援等を実施する。</p>	<p>民間団体等</p> <p>民間団体等</p> <p>民間団体等</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>

<p>(2) 日本産木材・木材製品の普及・PR事業 新たな輸出先国の開拓に向けた木材製品の輸出促進活動や既存のモデル住宅等を活用したPR活動、セミナー等を実施する。</p>	民間団体等	定額
<p>3 「地域内エコシステム」構築事業</p>		
<p>(1) 「地域内エコシステム」構築事業のうち「地域内エコシステム」構築事業 「地域内エコシステム」の構築・定着を図るため、F/S調査、同システムの導入に関する地域の合意形成を図るための協議会の立ち上げ・運営を支援する。</p>	民間団体等	定額
<p>(2) 「地域内エコシステム」構築事業のうち「地域内エコシステム」技術開発・実証事業 「地域内エコシステム」の構築に資する木質バイオマスのエネルギー利用システム（小規模な熱利用や熱電併給等）の普及に必要な小規模な技術開発・改良、実証等を実施する。</p>	民間団体等	定額
<p>(3) 「地域内エコシステム」構築事業のうち「地域内エコシステム」技術開発等支援事業 (2)の事業を実施する事業者に対して、技術面、安全面、関係法令の遵守等に係る指導・助言を行うとともに、成果報告会等を通じ、広く普及・PRを実施する。</p>	民間団体等	定額
<p>(4) 「地域内エコシステム」サポート事業のうち相談・サポート体制の構築 「地域内エコシステム」の構築に必要な技術的な支援を行うため、相談窓口を設置し、質疑応答の結果について広く周知を図るとともに、各地域で相談対応可能な人材育成のための研修会を実施する。</p>	民間団体等	定額
<p>(5) 「地域内エコシステム」サポート事業のうち燃料材サプライチェーン実態調査支援 ガイドラインに基づき事業者認定を行っている団体及び認定された事業者等に対し説明会を実施するとともに、燃料材区分の識別・証明の状況について現地調査を実施する。また、燃料材の需給動向に関する情報収集・分析・提供により幅広い関係者で情報の共有を行う。</p>	民間団体等	定額
<p>(6) 「地域内エコシステム」サポート事業のうち熱電併給及び電気の自家利用等実態調査支援 小規模な熱電併給や電気の自家利用の普及を目的とした先行事例の実態調査を行った上で導入に資するガイドブックを作成し、熱電併給及び電気の自家利用の導入主体に成り得る事業者等に対する報告会を実施する。</p>	民間団体等	定額

<p>(7)「地域内エコシステム」サポート事業のうち産業用等熱利用実態調査支援 工場等で活用する産業用等熱利用（異業種間連携を含む）の普及等を目的とした先行事例の実態調査、意向調査を行った上で導入に資するガイドブックを作成し、産業用等熱利用の導入主体に成り得る事業者等に対する報告会を実施する。</p>	民間団体等	定額
<p>(8)木材のマテリアル利用技術開発事業のうち新素材製造・利用技術開発 木材等を原料とする、付加価値の高い新素材等の製造・利用技術の開発・改良、評価分析、各種調査等を実施する。</p>	民間団体等	定額
<p>(9)木材のマテリアル利用技術開発事業のうち改質リグニンの実用化に向けた事業性評価(F/S) 改質リグニンの実用化に向け、事業化に適した地域や事業モデルを検討するため事業性評価を実施する。</p>	民間団体等	定額
<p>(10)木材のマテリアル利用技術開発事業のうち竹のマテリアル利用に向けた効率的な竹材生産技術の開発 竹のマテリアル利用に向け、素材となる竹材の供給力の向上を図るための技術開発、実証等を実施する。</p>	民間団体等	定額
<p>(11)木質バイオマス利活用施設整備資金等利子助成事業 木質バイオマス利活用施設等の整備等に必要な資金の借入れについて利子助成を実施する。</p>	特定非営利活動法人活木活木森ネットワーク	定額
<p>4 「クリーンウッド」普及促進事業</p>		
<p>(1)「クリーンウッド」普及啓発事業のうち木材関連事業者登録の推進 木材関連事業者の登録を促進するため、登録の手續等を説明するセミナー等の開催や専門家の派遣等による木材関連事業者への個別の働きかけを実施する。また、木材の合法性の確認に関する取組を普及するため、キャンペーン等での広報活動を実施する。</p>	民間団体等	定額
<p>(2)「クリーンウッド」普及啓発事業のうち協議会による普及啓発活動 合法伐採木材の流通・利用を促進するための全国レベル及びその下に置かれる都道府県レベルの協議会が実施する普及啓発活動等を支援する取組を実施する。</p>	民間団体等	定額

(別記 3 - 1)

林業・木材産業金融対策（林業施設整備等利子助成事業）

第 1 事業の内容及び事業実施主体等

林業施設整備等利子助成事業の事業内容、事業実施主体及び補助率は、別表 3 - 1 のとおりとする。

第 2 事業計画等

1 事業計画の作成及び承認等

事業実施主体は、関係機関との十分な調整の上で事業計画を作成し、林野庁長官に提出し、その承認等を受けるものとする。

2 事業計画等の変更

事業計画等の重要な変更は、1 に準じて行うものとする。

3 1 及び 2 の手続の細則は、林野庁長官が別に定めるものとする。

第 3 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、林業施設整備等利子助成事業の実施及びその指導等に必要な経費について助成するものとする。

第 4 報告等

事業実施主体は、林野庁長官が別に定めるところにより、本事業の実施状況等を報告するものとする。

別表 3 - 1

事業の種類	事業内容	事業実施主体	補助率
林業施設整備等利子助成事業	<p>1 林業施設整備等利子助成事業 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第3条第1項又は第4条第1項若しくは第2項の認定を受けた林業者等が森林施業の集約化や木材の生産・加工・流通体制の改善等を行うための資金の借入れ及び自然災害の被害等を受けた林業者等が造林地、林道、林業施設等の復旧・復興又は資金繰りを行うための資金の借入れについて利子助成を実施する。</p>	全国木材協同組合連合会	定額
	<p>2 地域材利用促進利子助成事業 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第3条第1項又は第4条第1項若しくは第2項の認定を受けた林業者等が森林施業の集約化や木材の生産・加工・流通体制の改善等を行うための資金の借入れについて利子助成を実施する。</p>	全国木材協同組合連合会	定額
	<p>3 林業経営基盤整備緊急利子助成事業 木材価格の下落により影響を受けた林業者等が競争力強化のための経営基盤整備に取り組むのに必要な資金の借入れについて利子助成を実施する。</p>	全国木材協同組合連合会	定額

(別記3-2)

林業・木材産業金融対策（林業信用保証事業）

第1 事業の内容等

この事業は、独立行政法人農林業信用基金（以下「信用基金」という。）が林業信用保証業務（林業等資金寄託業務（林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第6条第1項第1号に掲げる業務及びこれに附帯する業務をいう。）及び災害復旧林業信用保証事業交付金実施要綱（平成15年10月6日付け15林政企第55号農林水産事務次官依命通知）に掲げる事業を除く。以下同じ。）の実施に必要な経費の一部に充てるため、国が林業信用保証事業交付金を交付することにより、林業者・木材産業者等に対し林業関係資金の融通の円滑化を図ることを目的とする次に掲げる事業により構成されるものとし、事業内容等は、別表3-2のとおりとする。

- 1 木材需要拡大・安定供給支援林業信用保証事業
- 2 木材産業等高度化推進資金事業

第2 実施期間

実施期間は、平成30年度以降とする。

第3 国庫への返還

信用基金は、第1に掲げる事業が完了したときにおいて、林業信用保証事業交付金に残額がある場合は、当該残額を国に返還するものとする。

また、事業が完了する前であっても、林業信用保証事業交付金に使用する見込みのない残額が生じた場合は、当該残額を国に返還するものとする。

第4 報告

信用基金は、毎事業年度末において、第1に掲げる各事業の実績について、当該事業年度終了後1か月以内に、別記様式により、農林水産大臣に報告するものとする。

別記様式

平成 年度林業信用保証事業交付金実績報告書

農林水産大臣 殿

独立行政法人 住所
農林漁業信用基金理事長 氏名 印

林業成長産業化総合対策実施要綱別記3-2第4の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 林業信用保証事業交付金木材需要拡大・安定供給支援林業信用保証事業の実績
 - ① 林業信用保証事業収入の額 円
 - ② 林業信用保証事業支出の額 円
 - ③ 林業信用保証事業の収支差 (②-①) 円
 - ④ 林業信用保証事業交付金 (木材需要拡大・安定供給支援林業信用保証事業) の額 円
 - ⑤ 林業信用保証事業交付金 (木材需要拡大・安定供給支援林業信用保証事業) の残額 (④-③) 円

- 2 林業信用保証事業交付金木材産業等高度化推進資金事業の実績
 - ① 木材産業等高度化推進資金事業の貸付金 円
 - ② 上記貸付けにより見込まれた利息 (1%) の額 円
 - ③ 木材産業等高度化推進資金事業収入の額 円
 - ④ 木材産業等高度化推進資金事業支出の額 円
 - ⑤ 木材産業等高度化推進資金事業の収支差 ((②-③)又は(④-③)のいずれか小さい方) 円
 - ⑥ 林業信用保証事業交付金 (木材産業等高度化推進資金事業) の額 円
 - ⑦ 林業信用保証事業交付金 (木材産業等高度化推進資金事業) の残額 (⑥-⑤) 円

別表 3 - 2

事業の種類	事業内容	事業実施主体	補助率
林業信用保証事業	<p>1 木材需要拡大・安定供給支援林業信用保証事業 木材需要の拡大や国産材の安定供給等に取り組む林業者・木材産業者等が、事業を行うに当たり必要な資金を円滑に調達できるよう、信用基金の経営の安定化のため、保証事業費の一部について支援を行う。</p>	独立行政法人農林漁業信用基金	定額
	<p>2 木材産業等高度化推進資金事業 林業者・木材産業者等が行う経営の合理化等の取組に必要となる運転資金について、民間金融機関から低利で融通されるよう、都道府県が行う民間金融機関への資金の供給に必要となる資金を、低利で貸し付ける事業に対し、必要となる経費の補填を行う。</p>	独立行政法人農林漁業信用基金	定額